

|         |       |
|---------|-------|
| 地域指定年度  | 昭和 46 |
| 計画策定年度  | 昭和 47 |
| 計画見直し年度 | 令和 7  |

度会町農業振興地域変更整備計画書

令和 7 年 7 月

三重県度会郡度会町



# 目 次

|     |                                         |    |
|-----|-----------------------------------------|----|
| 第1  | 農用地利用計画                                 | 1  |
| 1   | 土地利用区分の方向                               | 1  |
| (1) | 土地利用の方向                                 | 1  |
| ア   | 土地利用の構想                                 | 1  |
| イ   | 農用地区域の設定方針                              | 2  |
| (2) | 農業上の土地利用の方向                             | 3  |
| ア   | 農用地等利用の方針                               | 3  |
| イ   | 用途区分の構想                                 | 4  |
| ウ   | 特別な用途区分の構想                              | 4  |
| 2   | 農用地利用計画                                 | 4  |
| 第2  | 農業生産基盤の整備開発計画                           | 5  |
| 1   | 農業生産基盤の整備及び開発の方向                        | 5  |
| 2   | 農業生産基盤整備開発計画                            | 5  |
| 3   | 森林の整備その他林業の振興との関連                       | 5  |
| 4   | 他事業との関連                                 | 5  |
| 第3  | 農用地等の保全計画                               | 6  |
| 1   | 農用地等の保全の方向                              | 6  |
| 2   | 農用地等保全整備計画                              | 7  |
| 3   | 農用地等の保全のための活動                           | 7  |
| 4   | 森林の整備その他林業の振興との関連                       | 7  |
| 第4  | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画   | 8  |
| 1   | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向    | 8  |
| (1) | 効率的かつ安定的な農業経営の目標                        | 8  |
| (2) | 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向            | 8  |
| 2   | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 | 10 |
| 第5  | 農業近代化施設の整備計画                            | 12 |
| 1   | 農業近代化施設の整備の方向                           | 12 |
| 2   | 農業近代化施設整備計画                             | 12 |

|    |                         |    |
|----|-------------------------|----|
| 3  | 森林の整備その他林業の振興との関連       | 12 |
| 第6 | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画   | 13 |
| 1  | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向  | 13 |
| 2  | 農業就業者育成・確保施設整備計画        | 13 |
| 3  | 農業を担うべき者のための支援の活動       | 13 |
| 4  | 森林の整備その他林業の振興との関連       | 13 |
| 第7 | 農業従事者の安定的な就業の促進計画       | 14 |
| 1  | 農業従事者の安定的な就業の促進の目標      | 14 |
| 2  | 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 | 14 |
| 3  | 農業従事者就業促進施設             | 14 |
| 4  | 森林の整備その他林業の振興との関連       | 14 |
| 第8 | 生活環境施設の整備計画             | 15 |
| 1  | 生活環境施設の整備の目標            | 15 |
| 2  | 生活環境施設整備計画              | 15 |
| 3  | 森林の整備その他林業の振興との関連       | 15 |
| 4  | その他の施設の整備に係る事業との関連      | 15 |
| 第9 | 付図（別添）                  | 16 |
| 別記 | 農用地利用計画                 | 17 |
|    | （1）農用地区域                | 17 |
|    | （2）用途区分                 | 17 |

# 第1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

##### ①地域の概要

三重県南部、度会郡のほぼ中央に位置する本町は、総面積 134.98k m<sup>2</sup>、森林面積がその 85%を占め、農用地は僅か宮川本流及びその支流一之瀬川沿いに拓けた 7%約 900ha に過ぎない山間農業地域で、平成 5 年 9 月特定農山村地域の指定を受けた。

令和 2 年の国勢調査に基づく町人口 7,847 人の内、農家人口（2020 年農林業センサス）は約 11.4% 898 人であり、その内 60 歳以上の農業就業者は、全体の約 54%と高齢労働力依存度が高い。第 2 種兼業主体の農家群であり、全体の約 8 割を第 2 種兼業農家と自給的農家が占めている。また、集落営農や認定農業者を中心とした担い手 21 名（うち 10 名が水稻中心）が人・農地プランに位置付けられている。自然に恵まれた本町にあつては、林業と共に基礎的な産業であり、その振興は本町にとって不可欠の施策である。

##### ②土地利用の現状

農業振興地域の総面積 3026.9ha のうち農用地面積が 864.9ha、森林原野 755.4ha その他の面積は 1405.4ha を占める。

##### ③土地利用の構想

農用地面積 864.9ha を 844.9ha に、20.0ha を他用途に変更する。すなわち森林原野に 0.0ha、その他用地に 20.0ha を用途変更して土地の有効利用を図るものとする。

単位：ha・%

| 区分<br>年次        | 農用地   |      | 農業用<br>施設用地 |     | 森林・原野 |      | その他     |      | 計      |       |
|-----------------|-------|------|-------------|-----|-------|------|---------|------|--------|-------|
|                 | 実数    | 比率   | 実数          | 比率  | 実数    | 比率   | 実数      | 比率   | 実数     | 比率    |
| 現在<br>(令和 5 年)  | 864.9 | 28.6 | 1.2         | 0.0 | 755.4 | 25.0 | 1,405.4 | 46.4 | 3026.9 | 100.0 |
| 目標<br>(令和 16 年) | 844.9 | 27.9 | 1.2         | 0.0 | 755.4 | 25.0 | 1,425.4 | 47.1 | 3026.9 | 100.0 |
| 増減              | △20.0 | —    | 0.0         | —   | 0.0   | —    | 20.0    | —    | 0.0    | —     |

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域の現況農用地 864.9a のうち次の a～c に該当する農用地から c の (a) ～ (c) に掲げる農用地 314.3ha については農用地外とし、550.6ha について農用地区域を設定する。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

| 地域、地区及び施設等の<br>具体的な名称又は計画名 | 位置<br>(集落名等) | 面積 ha |       |   | 備考 |
|----------------------------|--------------|-------|-------|---|----|
|                            |              | 農用地   | 森林その他 | 計 |    |
| 該当なし                       |              |       |       |   |    |

a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）

・区画整理

・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

・果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの

・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地

・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地

・農山漁村活性化法第 5 条第 2 項第 2 号ニに規定する農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業の用に供する土地

・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地

・地域計画の区域内にある土地

・基盤法に基づく認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地

当該集落数 34 集落

当該農用地面積 約 12.7ha

(b) 自然的な条件等からみて農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地 298.6ha

(c) その他

集落整備もしくは道路拡巾に伴う周辺農地 3.0ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

| 土地改良施設の名称 | 位置（集落名等） | 面積 ha | 土地改良施設等の種類 |
|-----------|----------|-------|------------|
| 該当なし      |          |       |            |
| 計         |          |       |            |

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

| 農業用施設の名称 | 位置（集落名等） | 面積 ha | 農業用施設の種類 |
|----------|----------|-------|----------|
| 該当なし     |          |       |          |
| 計        |          |       |          |

(注) 上記に記載する農業用施設用地は2ha以上の団地を有するものである

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

| 土地の種類 | 所在（位置） | 所有権又は管理者 | 面積 ha | 利用しようとする用途 | 備考 |
|-------|--------|----------|-------|------------|----|
| 該当なし  |        |          |       |            |    |
| 計     |        |          |       |            |    |

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

基盤整備事業により水田の汎用化を推進し、水稻を作付しつつ畑作物を裏作・輪作できる利用形態にしていく。また、機械化と施設の共同利用による効率化・省力化を図った土地利用型農業を推進する。露地野菜は、汎用水田と畑地により推進する。樹園地の中心をなす茶は優良品種への改植を、特に老朽茶園は計画的に進め、栽培技術の向上に努め、生産基盤の整備を図り経営規模の拡大に努める。

施設園芸も農用地の汎用化により認定農業者等担い手を主体に推進する。

中山間の条件不利地であり、大規模に高収益作物への取組みを進めることは難しいが、令和2年度から新たに鳥獣害を受けにくい薬用植物の試験栽培を開始している。地域振興作物であるくりあじ南瓜、ブルーベリー、いちご、おでん大根と共に栽培面積を拡大させ、転作作物の推進を行う。

単位：ha

| 区分<br>地区名  | 農地         |             |     | 農 業 用 施 設 用 地 |             |     | 計          |             |     | 森林原<br>野等 |
|------------|------------|-------------|-----|---------------|-------------|-----|------------|-------------|-----|-----------|
|            | 現況<br>(R6) | 将来<br>(R16) | 増減  | 現況<br>(R6)    | 将来<br>(R16) | 増減  | 現況<br>(R6) | 将来<br>(R16) | 増減  | 現況        |
| 中 川<br>(A) | 139.4      | 139.4       | 0.0 | 0.1           | 0.1         | 0.0 | 139.5      | 139.5       | 0.0 | —         |
| 内城田<br>(B) | 207.2      | 207.2       | 0.0 | 1.4           | 1.4         | 0.0 | 208.6      | 208.6       | 0.0 | —         |
| 小川郷<br>(C) | 72.9       | 72.9        | 0.0 | 0.3           | 0.3         | 0.0 | 73.2       | 73.2        | 0.0 | —         |
| 一之瀬<br>(D) | 131.0      | 131.0       | 0.0 | —             | —           | —   | 131.0      | 131.0       | 0.0 | —         |
| 計          | 550.6      | 550.6       | 0.0 | 1.8           | 1.8         | 0.0 | 552.4      | 552.4       | 0.0 | —         |

注) 1 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

#### イ 用途区分の構想

##### (ア) 中川地区 (A)

地区内の農地 139.4ha については、水稻・お茶を中心に将来とも農地として利用する。  
農業用施設用地として 0.1ha を利用する。

##### (イ) 内城田地区 (B)

地区内の農地 207.2ha については、水稻・お茶を中心に将来とも農地として利用する。  
農業用施設用地として 1.4ha を利用する。

##### (ウ) 小川郷地区 (C)

地区内の農地 72.9ha については、水稻を中心に将来とも農地として利用する。  
農業用施設用地として 0.3ha を利用する。

##### (エ) 一之瀬地区 (D)

地区内の農地 131.0ha については、水稻を中心に将来とも農地として利用する。

#### ウ 特別な用途区分の構想

設定なし

## 2 農用地利用計画

別記、農用地利用計画のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

田については、ほ場整備や農道及びかんがい排水路等の条件整備を推進し農業経営の合理化、生産性向上に努める。水利条件については、地域の実情に応じ用水管理の省力化を目的とした用水路のパイプライン化を進める。

畑についても農道等の整備を行い作業能率の向上と農業経営の近代化を図る。

樹園地についてはほとんどが茶園であり比較的平坦な地域で団地化されているが、産地が古いため農道が未整備である。今後は老朽茶園の改植等と並行し、機械化作業を可能ならしめるための幹線農道の整備を図る。また、老朽化した防霜ファン施設は更新していく。

鳥獣被害に対しては、侵入防止柵等の更新及び新設を推進する。

- ア 中川地区 平坦地域の田を中心にはほ場整備が完成したが、今後は農道、用排水路等生産基盤の整備を進め稲作の省力化を推進する。樹園地については農道が未整備であるため今後農道の新設、改良及びほ場整備を推進する。
- イ 内城田地区 当地区は地区全体として平坦地が多く、田については、ほ場整備が概ね完成したので、今後は農道、用排水路等の整備を推進する。また茶園については、老朽茶園の改植と生産基盤整備、農道の新設改良を推進する。
- ウ 小川郷地区 この地区は水田農業が中心であり、農道、用排水路の新設改良を促進するとともに、一部のほ場整備未計画地区について、農地保全計画を樹立する。
- エ 一之瀬地区 この地区も水田農業が中心であり、水田のほ場整備はほとんど完成しているため、今後は農業用水の取水施設や、農道、用排水路の新設改良を図る。

### 2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 |      | 対図番号 | 備考 |
|-------|-------|-------|------|------|----|
|       |       | 受益地区  | 受益面積 |      |    |
| 該当なし  |       |       |      |      |    |

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

地域森林計画及び林道網整備計画等の林業生産基盤（林道、作業道）の開設、改良計画との調整を図るとともに農林業等活性化基盤整備計画に基づき生産基盤の一体的整備と開発に努める。

### 4 他事業との関連

特になし

## 第3 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で定めた遊休農地を各種指導や事業の導入により計画的に、解消するよう努める。

地域計画の協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。集積・集約化しても農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

ため池は、農業用水の貯水池として利用されているが、老朽化が進行しており、決壊すると被害が大きくなる危険性が高いので、保全整備を計画する。

#### ア 水田

ほ場整備田については、農業従事者の高齢化や減少により不作付地が増加する傾向にあり、担い手農家等への農地の集積・集約化による経営基盤の変革を進める。ほ場未整備水田については、永年作物への転換、畑作転換と非農家交流等により保全を目指す。

#### イ 畑、樹園地

茶栽培を主として、経営体の再編整備を促進し、再編後の経営体への農地の集積を通して農用地等の保全を目指す。

令和5年に農地取得の要件が緩和されて以降、家庭菜園を目的とした就農希望者が増加傾向にあるため、遊休農地の解消に向けた取り組みの一つとして、農地の斡旋を行っていく。

## 2 農用地等保全整備計画

| 事業の種類                      | 事業の概要         | 受益の範囲 |      | 対図<br>番号 | 備考 |
|----------------------------|---------------|-------|------|----------|----|
|                            |               | 受益地区  | 受益面積 |          |    |
| 団・(防) 調査計画事業               | ため池実施計画策定 1 式 | 岩坂大池  | 8 ha | 1        |    |
| 団・(防) 調査計画事業               | ため池実施計画策定 1 式 | 耳久谷池  | 4 ha | 2        |    |
| 県・(防) 防災重点農業用<br>ため池緊急整備事業 | ため池防災工事 1 式   | 岩坂大池  | 8 ha | 3        |    |
| 県・(防) 防災重点農業用<br>ため池緊急整備事業 | ため池防災工事 1 式   | 耳久谷池  | 4 ha | 4        |    |
| 県・(防) 防災重点農業用<br>ため池緊急整備事業 | ため池防災工事 1 式   | 大野木池  | 21ha | 5        |    |
| 県・(防) 防災重点農業用<br>ため池緊急整備事業 | ため池防災工事 1 式   | 山入池   | 3 ha | 6        |    |
| 県・(防) 防災重点農業用<br>ため池緊急整備事業 | ため池防災工事 1 式   | 樋ノ谷池  | 7 ha | 7        |    |
| 県・(防) 防災重点農業用<br>ため池緊急整備事業 | ため池防災工事 1 式   | 東河内池  | 5 ha | 8        |    |
| 県・(防) 防災重点農業用<br>ため池緊急整備事業 | ため池防災工事 1 式   | 井谷池   | 4 ha | 9        |    |
| 県・(防) 防災重点農業用<br>ため池緊急整備事業 | ため池防災工事 1 式   | 西河内池  | 10ha | 10       |    |
| 県・(防) 防災重点農業用<br>ため池緊急整備事業 | ため池防災工事 1 式   | 北山池   | 10ha | 11       |    |

## 3 農用地等の保全のための活動

農用地等の保全のため、水田については、J A伊勢と農業委員会等連携のもとに、認定農業者や新規就農者等、担い手及び集落営農の確保・育成に努める。また、樹園地等については、茶製造を行う経営体の再編整備を促進する。加えて、ため池の防災工事を行い、農地保全を図っていく。

## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地等の保全活動を通して林地への転換が図られるものについては、森林整備計画と連携のもとに隣接農地等への水源かん養に資する環境林への位置づけを誘導する一方、林道整備計画と相まって、丘陵地の農地開発等への一体整備に努める。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の 農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

下表の指標を満たす効率的かつ安定的な農業経営体に対して、地域における農用地の利用に占める面積シェアが50%となるよう農地の集積・集約化を推進する。

本町は、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその近隣市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業取得（1農家（主たる農業従事者2～3人）当たり400万円～500万円）、年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。営農類型の指標としては、次のとおりとする。

|       | 営農類型         | 目標規模                         | 作目構成 |
|-------|--------------|------------------------------|------|
| 個人経営体 | 主穀中心経営       | 水稻 15.0ha<br>麦 5.0ha         | 水稻・麦 |
|       | 茶中心経営        | 茶 8.0ha                      | 茶    |
|       | 茶中心経営（小売り）   | 茶 3.0ha                      | 茶    |
|       | 苺中心経営        | 苺 0.25ha                     | 苺    |
| 団体経営体 | 主穀中心経営（集落営農） | 水稻 15.0ha<br>麦 5.0ha<br>機械銀行 | 水稻・麦 |
|       | 茶中心経営（雇用型）   | 茶 30.0ha                     | 茶    |

#### (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

中山間地域が大部分を占める本町においては、農業就業者の高齢化及び減少に伴い遊休農地が増加傾向にある。これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

##### ①担い手の育成

将来にわたって農業を担う意欲のある農家を担い手として育成するため、経営規模拡大対策を推進する。

- ・農業経営基盤強化促進事業

- ・農地中間管理事業
- ・度会農業機械銀行による農作業の受委託の推進

## ②集落営農体制の促進

- ・実績を重ねる地域営農組織に学び、各地区の集落営農体制づくりを促進する。
- ・集落営農の組織化・法人化を促進する。
- ・認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体を定め、集落単位での集落営農の組織化・法人化を促進する。また、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

## ③新規就農者の確保と育成

新たに農業経営を営もうとする青年等を確保、育成していくため、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかな支援に取り組み、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、三重県農林水産支援センターに設置された相談窓口である三重県農業経営・就農支援センター、普及センター、J A伊勢等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。また、度会町新規就農者交流会への参加を促す。

なお、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

- ・関係機関が連携し、技術や機械面について重点的な指導
- ・農業経営基盤強化促進事業
- ・農地中間管理事業

## ④安定した兼業農家の確立

生産費の低減と既存機械、施設の効率的運用を図るため、農作業の受委託を促進する。

- ・農作業の受委託の推進
- ・度会農業機械銀行の支援

兼業農家に過剰投資を防ぐよう指導する。

兼業農家の所得確保のため、近隣に雇用の場の確保に努める。

意欲のある担い手農家を中心に兼業農家を幅広く包摂した地縁的集団を育成することによって、活力のある地域農業の振興を進める必要がある。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

| 推進方策                    | 推進方法・考え方                                                                                                                                                                                                                                                  | 推進地域<br>範囲                 | 推進体制                          |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------|
| ①農用地利用改善団体及び地域農業集団の育成対策 | <p>◇ほ場整備完了地区に先進的な集団営農組織の育成に努め、過剰な設備投資の抑制を図り、村づくり意識の高揚に努める。</p> <p>◇農業集団を組織した地域へ、優先的に補助事業の導入と集団活動への助成を構ずる。</p> <p>◇地域の中の担い手を確保する。</p>                                                                                                                      | 全域                         | 役場<br>J A伊勢                   |
| ②農用地の集団化                | <p>◇農用地の集団化による、作業性の向上を図るとともに居住地域と区分することにより、地域住民からの苦情防止に努める。</p> <p>◇農用地利用集積等促進計画の作成にあたり農地中間管理機構と連携、協力のもと農地中間管理事業や特例事業を進める。</p> <p>◇土地利用調整を全町的に展開して、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。</p>                                                                  | 全域                         | 役場<br>J A伊勢<br>農政室・普及センター     |
| ③農作業の共同化及び農作業の受委託の促進対策  | <p>◇農業機械の過剰投資の状況調査（保有状況等）を行い、過剰投資の実態及び農作業委託の有利性を集落説明会・パンフレットを通して啓蒙するとともに JA 伊勢における機械銀行の利用を促進する。</p> <p>◇農業集団・農家組合等の組織機能の強化を図り、受委託体制・共同化体制を確立する。</p> <p>◇オペレーターの育成・研修を図る。</p> <p>◇農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。</p> | 全域                         | 役場<br>J A伊勢<br>農政室・普及センター     |
| ④農業生産組織の育成対策            | <p>◇地域に合った作目を選定し、作付の集団化を図り地域特産物の定着化を図る。</p> <p>◇補助事業の導入による機械施設の整備。</p> <p>◇栽培技術向上のための研修会を行う。</p> <p>◇地域のリーダー・認定農家等担い手の養成を行い活性の条件を作る。</p>                                                                                                                  |                            | 役場<br>J A伊勢<br>普及センター         |
| ⑤地力の維持増進対策              | <p>◇家畜のふん尿を有効利用する堆肥散布機を整備し、良質堆肥等有機質肥料の多用による地力の増進を図る。</p> <p>◇水稻・野菜等の土づくり実証圃の設置を図る。</p>                                                                                                                                                                    | 町全体を対象とするが、ほ場整備地域を重点地域とする。 | 役場<br>J A伊勢<br>普及センター<br>畜産農家 |

以上の推進方策を進めるが、上記方策は有機的関連性があることから、包括的に集落・組織単位に懇談会を開催し、また広報・パンフレット等により啓蒙し、本町の農業のビジョンを見定め振興を図っていく。

### **3 森林の整備その他林業の振興との関連**

本町の水田の大部分は谷川の溪流からの取水に頼っており、水源をかん養する森林の植栽保育は農業振興上も重要である。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

| 地区名             | 主たる作目及び畜産 | 施設整備の方向                                              |
|-----------------|-----------|------------------------------------------------------|
| 中川地区及び<br>内城田地区 | 水稻・茶      | 水稻営農経営体の組織強化<br>茶栽培組織経営体の強化と施設の整備及び<br>茶園管理と販売流通機構強化 |
| 小川郷地区           | 水稻        | 水稻営農経営主体の組織強化                                        |
| 一之瀬地区           | 水稻        | 水稻営農経営主体の組織強化                                        |

### 2 農業近代化施設整備計画

| 施設の種類 | 位置及び規模 | 受益の範囲 |      |      | 利用<br>組織 | 対図<br>番号 | 備考 |
|-------|--------|-------|------|------|----------|----------|----|
|       |        | 受益地区  | 受益面積 | 受益戸数 |          |          |    |
| 該当なし  |        |       |      |      |          |          |    |

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

木材資源を供給だけではなく水源の涵養、貴重動植物の生育等、森林の持つ多様な機能に着目し、林業の振興に努める。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業の担い手の育成については、世襲的な関係から集落内又は集落間をエリアとした個人または法人組織への対応に変化が求められている。

町内での育成に努めるとともに地域外の農業生産法人等の参入に広く門戸を開く。確保施設は、担い手の育成を通して要望されるものについて、より効果の発揮される整備に努める。

将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的な条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長する。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

| 施設の種類 | 施設の内容 | 位置及び規模 | 施設の対象者 | 対図番号 | 備考 |
|-------|-------|--------|--------|------|----|
| 該当なし  |       |        |        |      |    |

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業経営基盤強化促進法制度の活用等により農地の斡旋、農業経営の支援について、農業委員会、県農林水産支援センター、伊勢志摩地域農業改良普及センター等の連携のもとに行う。

農業委員会、J A伊勢、伊勢志摩地域農業改良普及センター等と十分なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うための体制として度会町農業再生協議会を設置する。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

農業の担い手の労力余剰期間において、森林の整備における林業事業体の労力供給との調整を図るため、関係機関との連携に努める。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

単位：人

| 区 分     | 男   | 女   | 計   |
|---------|-----|-----|-----|
| 恒常的勤務   | 168 | 126 | 294 |
| 自 営 兼 業 | 32  | 16  | 48  |
| 出稼ぎ     | —   | —   | —   |
| 日雇・臨時雇  | 33  | 29  | 62  |
| 総 計     | 233 | 171 | 404 |

(注) 1 資料：農林業センサス 2005、2010、2015、2020

2 見通し数は、農林業センサス 2005、2010、2015、2020 から最小二乗法により推計

3 目標年度数：令和 16 年

自然環境に恵まれた本町の基礎的な産業は農林業である。農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想等により安定した農業の経営と農林業を担う人材の育成を図りつつ、認定農業者の育成強化ならびに、集落営農体制の確立を推進する。

また農地銀行、農業機械銀行の利用及び支援のもとに安定した兼業農家の育成を図り、伊勢志摩地域に属する本町の自然環境を生かした観光農業の推進及び地産地消農業の展開により、高齢農業従事者の新たな就労の場の確保に努める。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

町及びＪＡ伊勢並びに農業委員が中心となり、関係各機関と調整を図りつつ、下記の方策を推進する。

- a 農業従事者の就業意向等を把握するための調査活動
- b 農業従事者に対する就業相談活動の実施
- c 企業立地に必要な社会資本の整備の促進
- d 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会確保対策

### 3 農業従事者就業促進施設

該当なし

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業労務と就農労務との調整を図り、通年就労の場の確保に努める。また農林業労務者の福利厚生面の向上を図る。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

- (1) 安全性 歩道と交通安全施設及び消防体制の充実
- (2) 保健性 水辺環境の整備と水質保持、及び上水道水源の確保と下水道、合併浄化槽の整備
- (3) 利便性 伊勢、松阪圏域及び高速道への交通アクセスの整備
- (4) 快適性 自然環境の保全と社会的弱者対策
- (5) 文化性 文化財の保存と伝承活動の支援

### 2 生活環境施設整備計画

| 施設の種類 | 位置及び規模 | 利用の範囲 | 対図<br>番号 | 備考 |
|-------|--------|-------|----------|----|
| 合併浄化槽 | 町全域    |       |          |    |

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

農林業等活性化基盤整備計画との調整を図りつつ施設整備を推進する。

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

関連なし

## 第 9 付図（別添）

別添

1. 土地利用計画図 （付図 1 号）
2. 農用地等保全整備計画図 （付図 3 号）
3. 土地利用計画図 （付図 7 号）

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

ア. 現況農用地等に係わる農用地区域

| 地区及び<br>区域番号 | 区域の範囲                                          | 除外する土地                    | 備考       |
|--------------|------------------------------------------------|---------------------------|----------|
| A            | 付図 1 号に黄色、赤色で示す区域及び<br>付図 7 号に青色、赤色、黄色、緑色で示す区域 | 農振法第 10 条第 4 項に<br>該当する土地 | 139.5 ha |
| B            |                                                |                           | 208.6 ha |
| C            |                                                |                           | 73.2 ha  |
| D            |                                                |                           | 131.0 ha |
| 計            |                                                |                           | 552.4 ha |

注) 1 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

イ. 現況森林、原野等に係わる農用地区域

| 地区・区域・番号 | 区域 | 備考 |
|----------|----|----|
| 該当なし     |    |    |

### (2) 用途区分

下表の「地域記号及び区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

| 地区及び区域番号         | 用途区分                                                                                                  |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A<br>B<br>C<br>D | 農地・・・・・・・・付図 1 号に黄色で示す区域及び<br>付図 7 号に青色、赤色、黄色で示す区域<br><br>農業施設用地・・・付図 1 号に赤色で示す区域及び<br>付図 7 号に緑色で示す区域 |